

## 《アルコールを伴う飲食利用》に関する許可条件

懇親会等単独の開催は認めないものとし、セミナー・勉強会等（以下「セミナー等」）終了後、下記に示す条件を満たす場合に許可するものとする。

1. セミナー等に続いて懇親会を開催するもので、以下のいずれか（あるいは両方）に該当する場合とする。
  - (1) 主に県外等から招聘する著名な講師によるセミナー等終了後、引き続き懇親会を開催することにより一層の技術・情報の交流及び人材育成が図れると認められるもの
  - (2) 懇親会に合わせてプレゼンテーションや展示を行うなど、ラボの施設・設備を利用することで、会の趣旨が充実すると認められるもの
2. 18時以降の開催で、1時間半以内とするもの。なお、隣室入居者（騒音）や翌日以降の利用者へ配慮（汚損・匂い等）すること。
3. 清掃厳守。ゴミ袋等は主催者が用意し、全てのゴミは主催者の責任で持ち帰って処分すること。なお、入室時、退室時にテルサ事務局職員立ち会いのもと利用前後の状況を確認してもらうこと。
4. 施設、設備の破損や前述の清掃で原状復帰が困難な著しい汚損が生じた場合は、管理者にて原状復帰を行うが、当該原状復帰にかかった経費については主催者が負担するものとする。
5. 事前に必ず松江市担当者と協議すること。